

【短期研修】公衆衛生看護管理者研修（実務管理）

お問合せ先 研修・業務課研修第二係 048-458-6189

■ 目的

公衆衛生看護領域の管理者として、期待される役割や機能を総合的に判断でき、実務業務へ応用することができる知識と能力を養うことを目的とします。

■ 対象者・受講資格

保健師免許を有し、保健師として地方公共団体等に勤務し、管理的立場にある方。前記に掲げる方と同等以上の学識及び経験を有すると院長が認めた方。

■ 定員

50名

■ 研修期間

前期：平成25年5月20日(月)～平成25年5月28日(火) 7日間

後期：平成26年1月15日(水)～平成26年1月17日(金) 3日間 合計10日間

■ 受付期間

平成25年3月1日(金)～平成25年4月5日(金)までに郵送にて必着

● 一般目標

公衆衛生看護領域の管理者として、期待される役割や機能を総合的に判断でき、実践業務へ応用することができる。

● 到達目標

- (1) 保健活動の根拠や基礎となる公衆衛生看護行政の動向を説明することができる。
- (2) 公衆衛生看護活動の管理者として求められる役割・機能を説明することができる。
- (3) 地域ケアシステムの構築の基本となる概念および手法について説明することができる。
- (4) 地域ケアシステムの構築のための地域診断・計画策定・実施・評価の一連のプロセスを実施することができる。
- (5) 地域ケアシステムを推進するためのリーダーとしての役割が担える。

■ その他

- (1) 受講決定は書類審査により受講の可否を決定します。
- (2) 受講の可否通知については派遣機関あてに通知します。その後、受講者あて時間表等必要書類を送付します。
- (3) 研修に際し、本院敷地内の寄宿舎が利用できます。但し、長期研修での入居希望を優先しますのでご希望にそえない場合もあります。利用できない場合は、各自で宿泊場所を手配願います。
- (4) 本院は敷地内全面禁煙になっております。

■ 研修内容

SBOs	科目及び講義課題	時間数	備考
1. 保健活動の根拠や基礎となる公衆衛生看護行政の動向を説明することができる。	1.公衆衛生看護活動概論 1)公衆衛生看護行政の動向と課題	A1.5	
2. 公衆衛生看護活動の管理者として求められる役割・機能を説明することができる。	2.公衆衛生看護管理者の役割・機能 1)公衆衛生看護管理者のあり方 2)管理者(実務リーダー)への期待 3)管理者としての組織運営 4)リスクマネジメントにおける管理者の役割	A1.5 A1.5 A1.5 A3	
3. 地域ケアシステム構築の基本となる概念および手法について説明することができる。	3.地域ケアシステム構築の基本 1)地域ケアシステム構築の概念 2)地域ケアシステム構築の方法論 3)地域ケアシステム構築の実際	A1.5 A1.5 A1.5	
4. 地域ケアシステムのため地域全体のアセスメント・計画策定・実施・評価の一連の	4.地域ケアシステム構築の実際 1)地域保健活動と地域診断 2)地域診断・計画策定・活動モニタリング・評価	A1.5 A3 B33	

●受講に必要な様式がダウンロードできます。

必要書類

- ◆ 派遣機関の公文書(参考様式)
- ◆ 受講申込書(様式2)
- ◆ 事前提出課題
- ◆ 様式1
- ◆ 様式2
- ◆ 様式3

注意事項

プロセスを実施できる。	3)地域ケアシステム演習	
5. 地域ケアシステムを推進するためのリーダーとしての役割が担える。	5.地域ケアシステムの推進 1)地域保健活動とソーシャルキャピタル 2)ケースメソッド演習	A1.5 B3
6. その他	開講式・オリエンテーション・グループワーク・閉講式	E4.5
	時間 計60時間	A19.5 B36 E4.5
Aは講義、Bは演習、Cは実験、Dは見学、Eはその他		